

日本ヨガ健康学会 会則

綱 領

日本ヨガ健康学会は、川上流ヨガ総本家 総長の川上光正師が印度で古来から伝承されてきたヨガを尊師に師事し、さらに深く研究し、綜制（サムヤマ）の意識状態から魂の前世の情報をもとに独自に開発した川上流スローヨガのハタヨガ、ラージャヨガ、クンダリニーヨガ九段階の実践を通して、人々の心身の健康と調和さらに真の幸福を推進するために活動するものである。

第1条（名 称）

本組織は川上流ヨガ総本家に所属するもので、日本ヨガ健康学会と称し、以下当学会と呼ぶ。

第2条（総 則）

- (1) 当学会は川上流ヨガ総本家の理念に基づき、川上流ヨガを伝承する。
- (2) 当学会はヨガ講師3級（初級）・2級（中級）・1級（上級）の認定及び証書の発行を行う。
- (3) 当学会はヨガ指導師の認定及び証書の発行を行う。
- (4) 実技及び理論の認定については別途規定する。
- (5) 当学会は次の目的を遂行するための事業を行う。

第3条（目 的）

- (1) 当学会は川上流ヨガ総本家 総長 川上光正師が唱える川上流ヨガの教義を世に広く伝承し、依って人々の心身の健康と真の生き方に貢献する。
- (2) 当学会は川上流ヨガの教義を多くの人々に理解していただくための指導及び育成を行う。
- (3) 当学会は川上流ヨガの教義を広めるための門弟を指導育成する。
- (4) 当学会は川上流ヨガの普及のために各種の事業を推進する。
- (5) その他これらに付随する事業をする。

第4条（事業推進活動）

当学会は前条の目的を達成するため次の事業活動を推進する。

- (1) 川上流ヨガの教義を普及し発展させるために講演会及び各種講座を開催する。
- (2) 川上流ヨガの講師及び指導者の養成を目的とした研究会を行う。
- (3) 川上流ヨガの講師及び指導者の資格認定。
- (4) 新門弟養成のための研修会を開催する。
- (5) その他前条の目的に達成するための事業活動を推進する。

第5条（会員の種類）

(1) 正会員

川上流ヨガ総本家の門弟及び癒しのA&A・ヨガ瞑想センターの実修生で、当学会の主旨・目的の賛同する者。

(2) 特別会員

川上流ヨガ総家の門弟及び癒しのA&A・ヨガ瞑想センターの実修生以外で、当学会主旨・目的に賛同する者。

第6条（学会総会）

- (1) 役員総会は最高決議機関で、毎年1回定期的に行う。定期総会は3年に1回定期的に行う。
- (2) 緊急議題が生じた場合は役員が臨時役員総会を召集することができる。
- (3) 役員総会は会員の過半数の出席で成立するものとする。（委任状を含む）
- (4) 役員総会の議長は役員会で推薦し、総会で決定する。
- (5) 役員総会の決議は出席者の過半数の賛成で成立するものとする。（委任状を含む）

第7条（役員）

当学会には、下記の役員をおく。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・理事 4名以上
- ・監事 1名
- ・会計 1名

第8条（役員の場合）

役員は、会員で会長が指名し役員会で承認された者とする。

第9条（役員の場合）

- ・会長は学会を代表し組織を総括する。
- ・副会長は会長を補佐し業務運営に協力する。会長の不在の場合は会長を代行し総括する。
- ・理事は担当部署を総括する。
- ・監事は、業務監査、会計監査を担当し必要のある場合は総会を召集することができる。

第10条（役員の場合）

役員の任期は、満4年とする。

第11条（役員の場合）

役員は会長が推薦し常任役員総会で選任され役員総会の承認を得る。

第12条（常任役員会）

- (1) 常任役員会は会長が必要に応じて召集する。
- (2) 常任役員会は会長を含む常任役員の過半数の出席で成立する。
- (3) 常任役員会は第一の決議機関である。
- (4) 常任役員会の決議は常任役員の過半数の賛成で成立するものとする。

第 13 条 (役員会)

- (1) 役員会は会長が必要に応じて召集する。
- (2) 役員会は会長を含む役員の過半数の出席で成立する。
- (3) 役員会は第一の決議機関である。
- (4) 役員会の決議は役員の過半数の賛成で成立するものとする。

第 14 条 (ヨガ講師資格の認定)

- (1) 実修生・門弟がヨガ講師資格の認定を受ける時は、所定の実技及び理論審査を受けなければならない。
- (2) ヨガ講師 3 級 (初級)・2 級 (中級)・1 級 (上級) の受験料・登録料・認定料は別途定める。
- (3) ヨガ指導師以上は川上流ヨガ総本家の免許認定となる。
- (4) ヨガ講師資格は、民間資格としての認定である。

第 15 条 (会費規定)

会員登録に際し、入会金・年会費ともに無料とする。

第 16 条 (退会規定)

会員が、一身上の都合により当学会を退会する場合は、所定の手続きを経て退会届を提出し、役員会の承認を受けた場合に退会を認める。

第 17 条 (会計年度)

当学会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

<附 則>

1. 当学会会則は昭和 57 年 4 月 1 日より実施する。
1. 会則の改正については総会で決定する。
1. 平成 6 年 6 月一部を改正する。
1. 平成 13 年 2 月一部を改正する。
1. 平成 19 年 9 月一部を改正する。
1. 平成 24 年 8 月一部を改正する。